

# 屋外広告業の登録制度について

- 香川県内(高松市内を除く)で、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負って行う場合は、香川県知事の屋外広告業の登録を受けなければなりません。
- 高松市内で行う場合は、高松市長の登録を受けなければなりません。

※ 両方の区域内で行う場合は、それぞれの登録が必要となります。

## 1 屋外広告業とは

屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいいます。

※ 道路標識や交通安全標識、案内板、道路上の区画線などの路面標示等を設置・表示する行為を請け負う場合は、屋外広告業に該当します。  
(元請け、下請けを問いません。)

## 2 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

**この中には、公共事業等で設置される道路標識や交通安全標識、案内板、道路上の区画線などの路面標示等も含まれます。**

## 3 登録の手続き

- 屋外広告業登録申請書（第11号様式）に次の書類を添付して申請してください。
  - ① 誓約書（第12号様式）
  - ② 登録申請者（法人にあっては役員、未成年者にあっては登録申請者及びその法定代理人）の略歴書（第13号様式）及び住民票の抄本
  - ③ 法人にあっては、登記事項証明書
  - ④ 業務主任者について、資格を証する書面及び住民票の抄本
    - ※ 県内に住所を有する者の住民票の抄本は、添付を省略できます。
    - ※ 申請書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。
- 登録申請手数料は1万円（香川県証紙で納付）です。
- 登録の有効期間は5年です。
  - ※有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合、更新の登録を受ける必要があります。

## 4 業務主任者の設置

**屋外広告業者は、その営業所ごとに、業務主任者を選任しなければなりません。**

業務主任者は、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する次の業務を総括します。

- ① 法令の規定の遵守に関すること。
- ② 工事の適正な施工その他屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- ③ 帳簿の記載に関すること。
- ④ ①から③のほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

※業務主任者の要件（次のいずれかの要件を満たす方）

ア 都道府県、指定都市、中核市が開催する屋外広告物講習会の修了者

- イ 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- ウ 職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者であって、その職種又は訓練科が広告美術科又は広告美術仕上げに係るものであったもの
- エ 知事が、アからウの者と同等以上の知識を有するものと認定した者

## 5 香川県のホームページ

- 屋外広告物に関する規制、屋外広告業の制度の概要について  
URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/okugai/kfvn.html>
- 屋外広告物許可申請書や屋外広告業の登録申請書などの様式は、下記から入手することができます。  
URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/okugai/yoshiki/index.html>

## 6 講習会について

香川県内では、屋外広告物講習会を、毎年、香川県と高松市が交互に開催しています。

### 屋外広告業の登録についてのお問い合わせ先

- 県 〒760-8570  
香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県土木部都市計画課 総務・管理グループ  
電 話：087-832-3556 (直通)  
FAX：087-806-0222
- 高松市 〒760-8571  
香川県高松市番町一丁目8番15号  
高松市都市整備局都市計画課 景観係  
電 話：087-839-2455  
FAX：087-839-2452